

51 「成年後見制度利用支援及び市長申立て」

志摩市ふくし総合支援室 前田小百合

1 問題提起

措置から契約になり、判断力があり自分で動ける人の選択肢は増えたが、判断能力の不十分な人は、権利擁護による支えがないと適切なサービスを受けることができない状態に置かれた。自ら困っていることを訴えられない人やサービスが受けられることを知らない人の声を埋もれさせないために行政があり、利用支援事業があり、市長申立てがある。

特に、認知症高齢者は経済的虐待や消費者被害の対象となりやすいことから、行政責任において権利保障を行っていく必要がある。

2 取組内容

(1) 福祉関係者が成年後見制度について学び考える研修会の開催（年1回）

①平成20年度：第1回福祉関係者がともに考える権利擁護研修会の開催

- ・月日 平成20年11月10日（月）
- ・場所 志摩市役所4階 401・402会議室
- ・プログラム

14:00～ 15:30	<p>●事例発表</p> <p>テーマ「認知症高齢者の支援に携わって～暮らしを支えていくために」 [事例発表者]</p> <p>1) 井上公善氏（社会福祉協議会浜島支所 地域福祉権利擁護事業推進員） 西尾由美氏（社会福祉協議会浜島居宅介護支援事業所ケアマネジャー） 《事例》独居の高齢女性が、認知症の進行により日常生活全般に支障をきたし始めた。長期間家賃を滞納、飼い犬の排泄の始末ができなくなり悪臭が近所迷惑になっていた。高血圧でいつ倒れてもおかしくない状態であり緊急連絡先もなかったためひとり暮らしは困難と考えられたが、関係者の支援により在宅生活を続けることができたケース。</p> <p>2) 山崎花菜氏（NPO法人 伊勢志摩福祉の会 ほほえみケアマネジャー） 木納谷武氏（志摩地域権利擁護センター専門員） 《事例》独居の高齢女性宅に、複数の男性が出入りし、言葉巧みに本人の年金を取り上げた。また、本人はパーソナリティ障害と認知症があり、その言動に訪問介護事業所がサービス提供の難しさを訴え次々と交代していく中で、根気強くケアマネジャーが支援したケース。</p> <p>3) 川口利雄氏（民生委員）・南二三四氏（生活支援員）・東原達也氏（あつたかデイサービス 松ぼっくり）・西村到俊氏（社協阿児 地域福祉権利擁護事業推進員） 《事例》酒浸りで歩行可能なのに紙パンツに排泄し、ゴミだらけ、虫だらけのセルフネグレクト状態だった高齢男性が、民生委員や近隣、社協、行政などの支援により、無気力・無関心の状態を脱して生きる力を取り戻したケース。</p>
-----------------	---

15:45～ 16:45	●対談 テーマ「権利擁護の推進と豊かな地域づくりのために～志摩市高齢者等虐待防止・権利擁護の推進に関する調査研究事業報告を踏まえて」 [対談者] 原田正樹氏（日本福祉大学社会福祉学部准教授・志摩市健康福祉部アドバイザー）・池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表）
19:00～ 20:30	●講演 テーマ「認知症になっても地域で暮らす～福祉・介護職として権利擁護を考える」 [講師] 池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表）

②平成21年度：第2回福祉関係者がともに考える権利擁護研修会の開催

- ・月日 平成21年11月9日（月）～10日（火）
- ・場所 志摩市役所4階 401・402会議室
- ・プログラム

日時・場所	内 容
11月9日（月） 13:30～16:45	■寸劇の上演（市民有志） ■シンポジウム：テーマ「認知症になっても地域で暮らす～一人ひとりの尊厳ある生活を支えるために」 コーディネーター：原田正樹氏（日本福祉大学准教授・志摩市健康福祉部アドバイザー） シンポジスト：○池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表、東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター長） ○鈴木孝明氏（志摩地域医療福祉センター長） ○山下美恵氏（認知症キャラバンメイト） ○吉田一生氏（県健康福祉部長寿社会室長）
11月9日（月） 19:00～20:30	■研修会：テーマ「認知症の人を守る制度について知ろう～成年後見人の役割について」 講 師：池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表、東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター長）
11月10日（火） 13:30～15:00	■対 談：テーマ「認知症になっても地域で安心して暮らすために～志摩市の現状を踏まえて」 対談者：○池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表、東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター長） ○原田正樹氏（日本福祉大学准教授・志摩市健康福祉部アドバイザー）

（9日午後は、志摩市と三重県による共催事業）



(2) 成年後見市長申立ての積極的な活用

①申立てまでの流れ

- 民生委員や施設長、病院長等が成年後見市長審判要請書を市へ提出
- ↓
- 本人や親族に関する状況調査（ふくし総合支援室）
- 診断書・鑑定書の依頼（ふくし総合支援室）
- 登記されていないことの証明事項書の取り寄せ（ふくし総合支援室）
- ↓
- 志摩市権利擁護専門委員会による協議・決定
- ↓
- 決定後、書類作成
- ↓
- 市長決裁後、津家庭裁判所伊勢支部へ書類提出
- ↓
- 家裁による調査、審判確定

②申立て事例

以下は、経済的虐待に対抗した際の申立事例である（加工あり）。

事例1：いつもおなかを空かせていた重度身体障害者Aさん（女性・70歳代）

老夫婦世帯。夫は、Aさんの障害者手当を酒代に使ってしまい夕食しか与えないため、Aさんはいつもおなかを空かせていた。また、電気料金やガス代も滞納して切られていたため入浴もできず、通院も中断していた。夫は友人宅へ泊まり自宅に戻らない日もあったため、心配した民生委員が食料を届けると、Aさんはガツガツと食べた。

Aさんの認知症が進んだこともあり、市は介護サービスを受けるように夫を説得したが、「夫婦のことに口出しするな！」「Aの金は俺のものだ。市にとやかく言われることはない！」と怒鳴るばかりだった。

市は、経済的虐待と介護・世話の放棄・放任と認定。特別養護老人ホームへの措置決定と市長による成年後見申立てを行った。現在、Aさんは施設の行事などを楽しみにしながら、定期的に成年後見人の訪問を受けて安定した生活を続けている。

事例2：土地も建物も売られてしまったBさん（女性・80歳代）

認知症のBさんは、一人暮らしの寂しさから家に訪ねてくる人がいると喜んだ。そのうち複数の男女が自宅に出入りするようになり、親切に電球の交換や庭の草むしりを手伝ってくれるようになった。その複数の男女からお金を貸してほしいと言われると、「親切にしてもらっているから」と2万円～3万円を貸した。

数ヶ月後、Bさんの住んでいる土地・建物が売られてしまった。事態を知った市は、第三者による経済的虐待と認定し、市長が成年後見申立てを行うことを決定した。

審判確定後、Bさん宅に成年後見人の連絡先を大きく張り出したところ、複数の男女は姿を見せなくなった。Bさんは、ヘルパーや民生委員の訪問を受けながら在宅生活を続け、成年後見人はBの土地・建物を取り戻すために活動をしている。

事例3：夫が死亡後に認知症になった転入高齢者のCさん（女性・80歳代）

Cさんは、夫とともに志摩市へ転入して人里離れた別荘地で暮らしていた。隣近所

とはまったくつきあわず、自治会にも入っていなかった。最初は自転車に乗ることができたので困ることはなかったが、80歳を過ぎてからは買い物や通院の移動手段がタクシーだけになり、あまり外に出なくなった。

夫が亡くなってから、「財布が盗まれた」「通帳がない」と大騒ぎをして家中を探す日が増えた。市は、県外にいるCさんの弟妹に電話をしましたが、「私たちも高齢であり、誰も志摩まで行ける人間はいない。勝手に志摩へ行ったAが悪い。」と、かかわってくれなかった。

その後、Cさんは、社会福祉協議会の権利擁護事業を契約して日常の金銭管理をしてもらいながら生活を続けた。しかし、さらに認知症が進行し契約を継続することが難しくなったため、市からは成年後見の申立てを行うように弟妹へ提案をした。

しかし、弟妹は「身寄りのない高齢者のことは、市が全部責任をもつべき。」「そのために市長がいるじゃないか。」と言って、申立人になることを拒否したため、市長が成年後見申立てを行った。

成年後見人が決まってからは、成年後見人にもできないことがあると理解した弟妹が、入院時の保証人などを引き受けるなど、それぞれが役割分担をしながらCさんを支援している。

事例4：在宅復帰を目指してリハビリに励むDさん（男性・70歳代）

Dさんには中程度の認知症がありましたが、デイサービスを利用しながら暮らしていた。骨折で入院後は歩くことが難しくなり、すぐには自宅へ戻れない状態になった。市はDさんの姉とその子（姪）を見つけたが、姪は「母親は植物状態。その介護をしているので、Dの面倒までは見られない。年金が少ないと思うので、自宅を処分して介護費用に充ててもらいたい。」と希望した。

市は、姪に成年後見制度を利用してはどうかと勧めたが、県外在住であること、母親の介護に精一杯であることなどから申立てを拒否した。そこで、市は市長による成年後見申立てを行った。現在、Dさんは介護老人保健施設でリハビリに励んでいる。成年後見人が決まったことで安心した姪は、これまで頑なだった態度を軟化させて「身元引受人は私が行く。死亡後のことは私がするので連絡がほしい。」と言い、Dさんの面会にもやって来た。

（3）成年後見制度利用に関する相談会の開催

①平成21年度の実績

開催日：平成21年9月15日（火） 9:30～17:15

場所：志摩市役所

相談員：弁護士

相談件数：12人（相談事例：「認知症の母親の財産管理について」「親が死んだ後の知的障害のある子ども達の後見人について」等）

3 課題・提言

（1）後見報酬助成の基準設定について

市長申立ての場合、ほとんどが第三者である職業後見人（弁護士や司法書士、社会福祉士等）に引き受けてもらうことになる。その際、後見報酬を支払うことになり、本人が支払えない場合を想定して、自治体の中には生活保護世帯や低所得世帯に対す

る助成を要綱化しているところも少なくない。

当市の場合は、高齢者等虐待を受けた無年金者については報酬助成を予算化しているものの、財政が厳しい状況下で低所得者全てに対応することはできない。また、仮に後見報酬を助成する基準を生活保護世帯や市税非課税世帯とした場合、預貯金や不動産などの資産を考慮しない決定となり、公平性の観点から疑問が残る。

こうした状況から、後見報酬に関する資産基準をどのあたりに設定していくのか、預貯金がいくらになれば助成を取りやめるのか、そのことをどのような方法でチェックしていくのかなど、行政事務がスムーズに実施できるための各市町による情報交換の場を設けていく必要性を感じている。

(2) 市長申立て手続きについて

成年後見制度に関する利用支援については、高齢者の場合は地域包括支援センターの社会福祉士が行い、障害者の場合は市町から委託を受けた相談支援事業者が行っている。しかし、市長申立てに関しては、どこの部署が担うのかが明確になっていない市町も多いのではないだろうか。積極的に行っている自治体とそうでない自治体の差が大きく、1件も行っていない市町もあるのは、職員が担うことになる事務手続きの多さ・煩雑さも一因だろうし、親族がいるのになぜ市が時間をかけて行わなければいけないのかという行政職員の誤った認識もあると思われる。

(1) とも関連するが、市長申立てが行われにくい要因を探り、積極的に取り組めるようなサポートシステムの構築や、権利擁護に関する担当職員研修の充実を図っていく必要があるのではないだろうか。